

項目	質問No.	ご質問	回答
制度概要	1	今回の嵐山町小規模事業者等販売促進支援事業費補助金を交付する目的を教えてください。	積極的な販路開拓の取組みや、販路開拓と併せて行う業務効率化の取組みを支援するため、「経営革新計画の承認事業者」及び「小規模事業者持続化補助金採択者」に対し、補助金を交付することを目的としています。
	2	対象者及び要件を教えてください。	<p>詳しい内容は町ホームページ及び申請の手引きをご覧ください。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会の支援を受け、経営革新計画の承認を受けており、経営革新計画の実施期間中の事業者であること。 ・持続化補助金において、小規模事業者持続化補助金<一般型>の第12回又は第13回のいずれかで採択されており、補助事業期間中であること。 <p>※該当事業者の定義 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定されている中小企業者が該当し、町内に本社又は本店を有する法人及び主たる事業所を有する個人事業主</p> <p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営革新計画に基づいて実施する新事業活動で、経営革新計画期間内に実施する事業。 ・国から小規模事業者持続化補助金の採択を受け、経営計画等を基に実施する事業。(対象は、一般型の第12回又は第13回のいずれかで採択されている事業者。) <p>【対象経費】</p> <p>①機械装置等費 ②広報費(チラシ作成費、ホームページ制作等) ③展示会等出店費 ④その他販売促進に関連するもので、町長が認めるもの</p> <p>※汎用性の高い物品や備品、機材等、事業者が実施する事業以外にも使用される可能性が高いと判断されるものの購入に係る経費は除く。</p>
	3	補助金額について教えてください。	<p>上限10万円になります。</p> <p>※補助対象経費に該当する金額(税込み)に2分の1を乗じて得た額。</p> <p>※小規模事業者持続化補助金採択による申請の場合は、補助対象経費のうち、自己負担分に該当する金額(税込み)に2分の1を乗じて得た額。</p>
	4	補助金を複数回受けることは可能ですか。	今回の補助金に関する交付は1事業者につき1回までです。
	5	経営革新計画とは何ですか。	<p>中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)の規定により埼玉県知事の承認を得た計画を指します。</p> <p>(内容)</p> <p>①県の窓口や嵐山町商工会へ相談後 ②自社の現状・課題・外部環境などを分析して新たな取り組みとしてまとめた計画を策定 ③計画を完成させ、県知事からの承認を得る</p> <p>経営革新計画について、詳しい内容は、中小企業庁のホームページ又は埼玉県のホームページを参考にしてください。</p> <p>なお、計画の策定については、嵐山町商工会へご相談ください。</p>
	6	小規模事業者持続化補助金とは何ですか。	<p>事業者が持続的な経営に向け、地域の商工会の助言などを受けながら、経営計画を策定し、それに基づいて実施する地道な販路開拓等の取組及び業務効率化の取組について、費用の2/3を補助する国の補助金です。</p> <p>(内容)</p> <p>①嵐山町商工会へ相談後 ②自社の現状・課題・外部環境などを分析して新たな取り組みとしてまとめた計画を策定 ③計画を完成させ、国へ申請 ④国からの採択を受ける(採択は計画次第で、必ず通るものではありません。)</p> <p>小規模事業者持続化補助金について、詳しい内容は、専用ホームページを参考にしてください。</p> <p>なお、計画の策定については、嵐山町商工会へご相談ください。</p>
	7	国や県の支援金、補助金、町の支援金等を既に受給していますが、併給は可能ですか。	同一事業について、国若しくは県等の公的機関から同様の支援金や補助金等の交付を受けている、又は受ける予定がある事業者は併給不可です。
	8	経営革新計画を取得したことがありますが、計画期間が終了しています。対象になりますか。	計画期間中であることが対象要件となっております。
	9	小規模事業者持続化補助金に申請をしましたが、採択されませんでした。今回の補助金は申請できますか。	<p>申請できません。</p> <p>小規模事業者持続化補助金に申請が、国に採択されていることが要件となっております。</p>
	10	確定申告書の写しは、收受印が必要ですか。	<p>必要となります。</p> <p>電子申請を行っている場合は、「受信通知」の添付をお願いします。</p> <p>もし、收受印がない、受信通知もないといった場合には、申告していることが分かる書類であれば他の資料で代替することが可能です。</p>
	11	申請期間前に実施した事業は対象になりますか。	<p>対象になりません。</p> <p>申請開始日の令和5年9月1日(金)以降に、事業計画書に基づいて実施する事業が対象となります。</p>

項目	質問No.	ご質問	回答
申請から 交付関係	12	申請期間はいつからいつまでですか。	令和5年9月1日(土)～令和6年1月31日(水)までです。
	13	申請書はどこに提出すればよいですか。	郵送又は窓口への持参をお願いします。 【郵送先】 〒355-0211 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030-1 嵐山町役場 企業支援課 御中 ※(販売促進支援事業費補助金申請書在中)と朱書きをお願いします。 【窓口】 嵐山町 企業支援課 嵐山町商工会 ※申請前に必ず、嵐山町商工会に確認を行ってください。
	14	提出した各種資料の返却は可能ですか。	原則、ご提出いただいた資料の返却は行っていません。 申請書の写しをとるなど、事前に対応をお願いします。
	15	申請書はどこで手に入りますか。	町ホームページよりダウンロードが可能です。 また、嵐山町 企業支援課、嵐山町商工会の窓口でも入手可能です。
	16	郵送で申請する場合の郵送料は申請者負担ですか。	大変申し訳ありませんが、申請者様のご負担でお願いします。
	17	申請してから交付決定までどのくらいの期間を要しますか。	申請されたタイミングによりますが、2週間程度のお時間をいただきます。 手続きの方は迅速に進めさせていただきます。 なお、申請書が届き次第、順次審査し、手続きを進めています。
	18	申請後は、どのような流れになりますか。	詳しい内容は町ホームページ及び申請の手引きをご覧ください。 申請後、問題なければ、町より「嵐山町小規模事業者等販売促進支援事業費補助金交付決定通知書」を郵送いたしますので、その後、計画した事業に取りかかっていた形になります。 また、事業終了後、実績報告に基づいて、補助金を交付します。
	19	嵐山町小規模事業者等販売促進支援事業費補助金は課税の対象になりますか。	本補助金は課税対象になります。 この補助金は、税務上、益金(個人事業主の場合は、総収入金額)に算入されます。 ただし、損金(個人事業主の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。